

別紙

審 0709-M0002
2007年9月13日

関係各位

(財)日本サッカー協会審判委員会
委員長 松崎康弘

ペナルティーマークからのキック時のゴールキーパーの服装について

試合が引き分けに終わり、競技会規定によって勝者を決めるために行う“ペナルティーマークからのキック（以下、「ペナルティーマーク方式」という。）”が行われる時にゴールキーパー（以下、「GK」という。）の着用する服装は、サッカーの競技規則および（財）日本サッカー協会ユニフォーム規程の規定に基づき、通常の試合時間内および延長戦と同様、下記のとおりとなります。

記

1. ペナルティーマーク方式時にGKの着用する服装は、次の二つの要件を満たすものとなる。
 - ① 他の競技者、主審および副審と区別がつく色のもの
 - ② その競技者の番号が明確に表示されるもの
2. 適用例
ゴールキーピングが得意なフィールドの競技者（以下、「FP」という。）にGKを務めさせるなど戦術的な理由でGKとFPが交代する場合、
 - ・ FPは、他の競技者や審判員と区別された色で、その競技者の番号が表示された服装を着用し、GKとなる。
3. 例外
GKの負傷退場などにより、緊急避難的にFPがGKに代わる場合については、他の競技者等と区別する色の服装であるならば、その競技者の番号等の表示を義務付けるものではない（通常の試合時間内および延長戦も同様）。

以上

<参考条文>

- ・ 競技規則 2007/08
 - 第4条
ゴールキーパー
ゴールキーパーは、他の競技者、主審、副審と区別がつく色の服装をする。
 - 試合またはホームアンドアウェーの対戦の勝者を決定する方法
ペナルティーマークからのキック
進め方
他に記述されていない限り、競技規則または国際評議会の決定の関係条項がペナルティーマークからのキックが行われるときにも適用される。
- ・ (財)日本サッカー協会ユニフォーム規程
 - 第6条 [ユニフォームの選手番号]
 1. シャツには、選手番号が明確に表示されていなければならない。